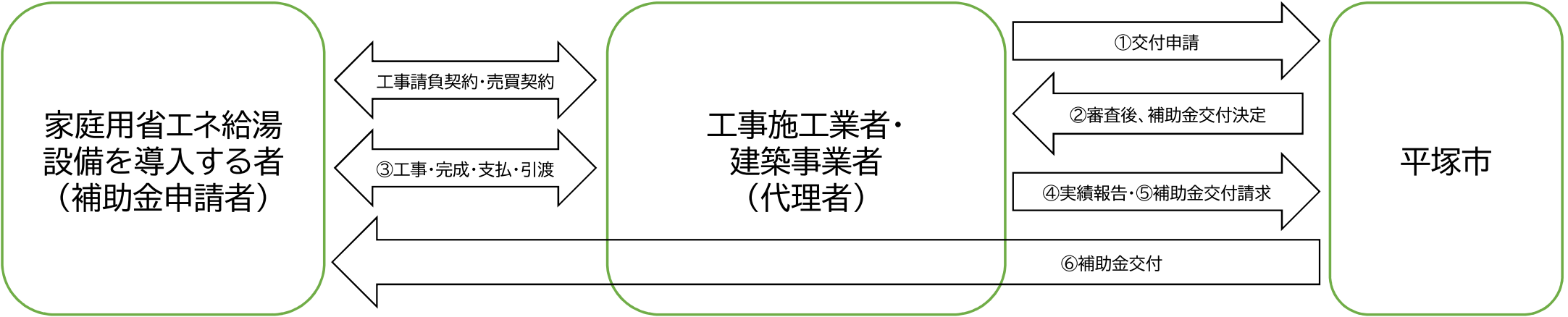


事業全体の流れ（既存住宅・新築注文住宅の場合）

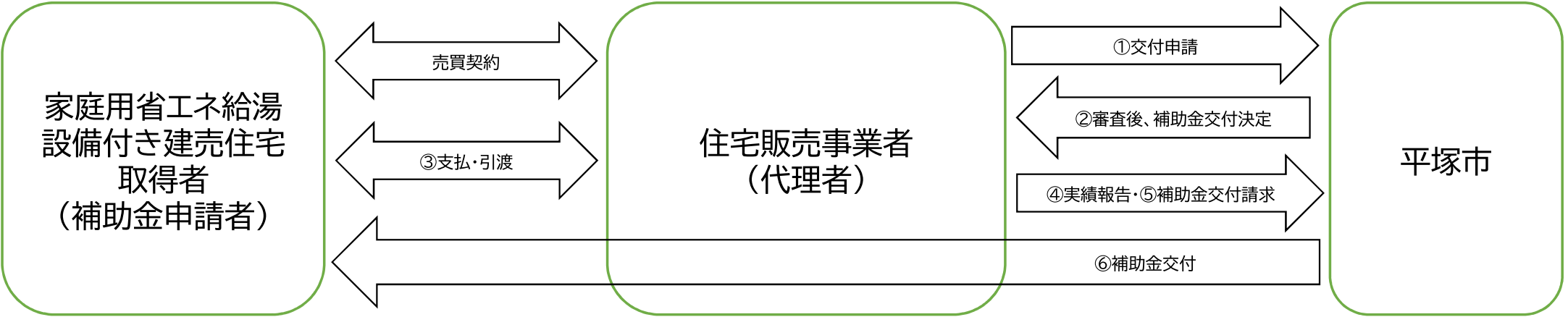
・家庭用省エネ給湯設備（エネファーム・エコキュート・ハイブリッド給湯機）を設置する方が補助対象者となり、工事施工業者の方はその代理者として、申請手続きを行っていただきます。



補助事業のタイプ	代理者	補助事業者(申請者)
1 既存住宅に家庭用省エネ給湯設備を設置 2 新築注文住宅に家庭用省エネ給湯設備を設置	工事請負業者・建築事業者	家庭用省エネ給湯設備を設置する市民

事業全体の流れ（新築建売住宅の場合）

・家庭用省エネ給湯設備（エネファーム・エコキュート・ハイブリッド給湯機）付きの建売住宅の取得者が補助対象者となり、住宅販売事業者の方はその代理者として、申請手続きを行っていただきます。



補助事業のタイプ	代理者	補助事業者(申請者)
2 家庭用省エネ給湯設備付きの新築建売住宅の購入	販売事業者(販売代理を含む)	家庭用省エネ給湯設備付きの新築建売住宅の購入者